

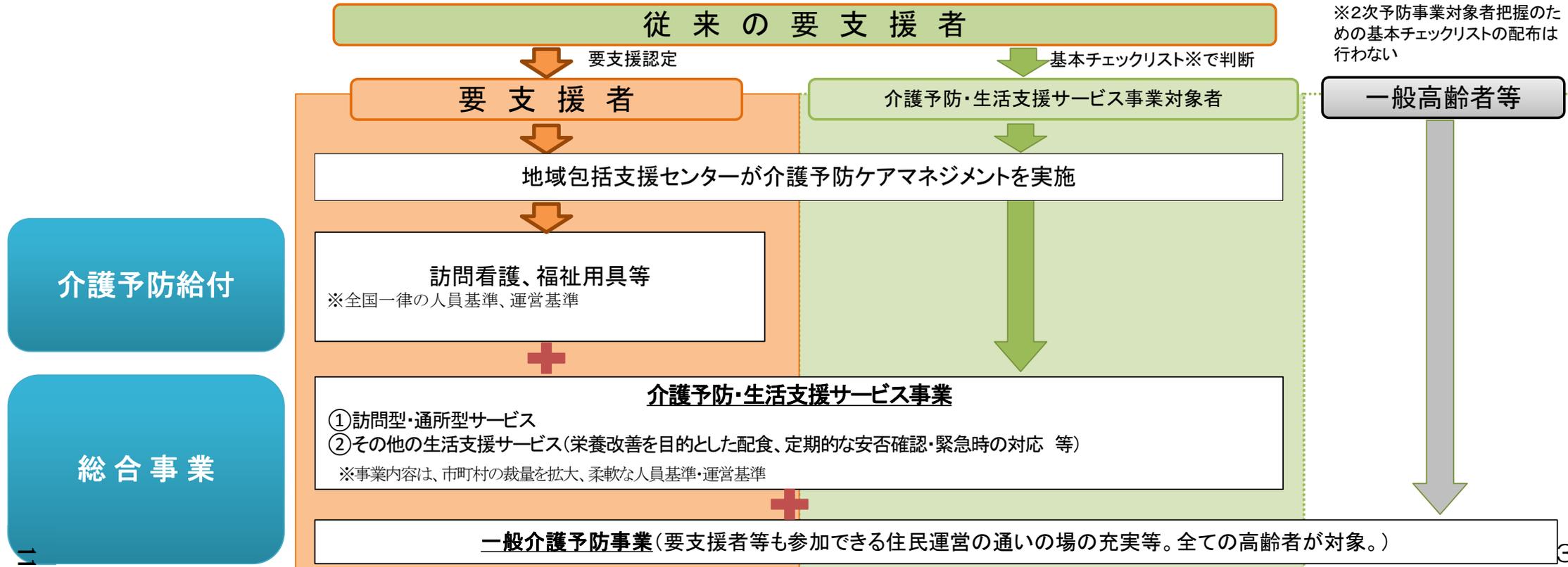
介護予防・日常生活支援総合事業が 始まります

当別町福祉部福祉課（平成29年1月27日）

① 新しい総合事業の制度概要について

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



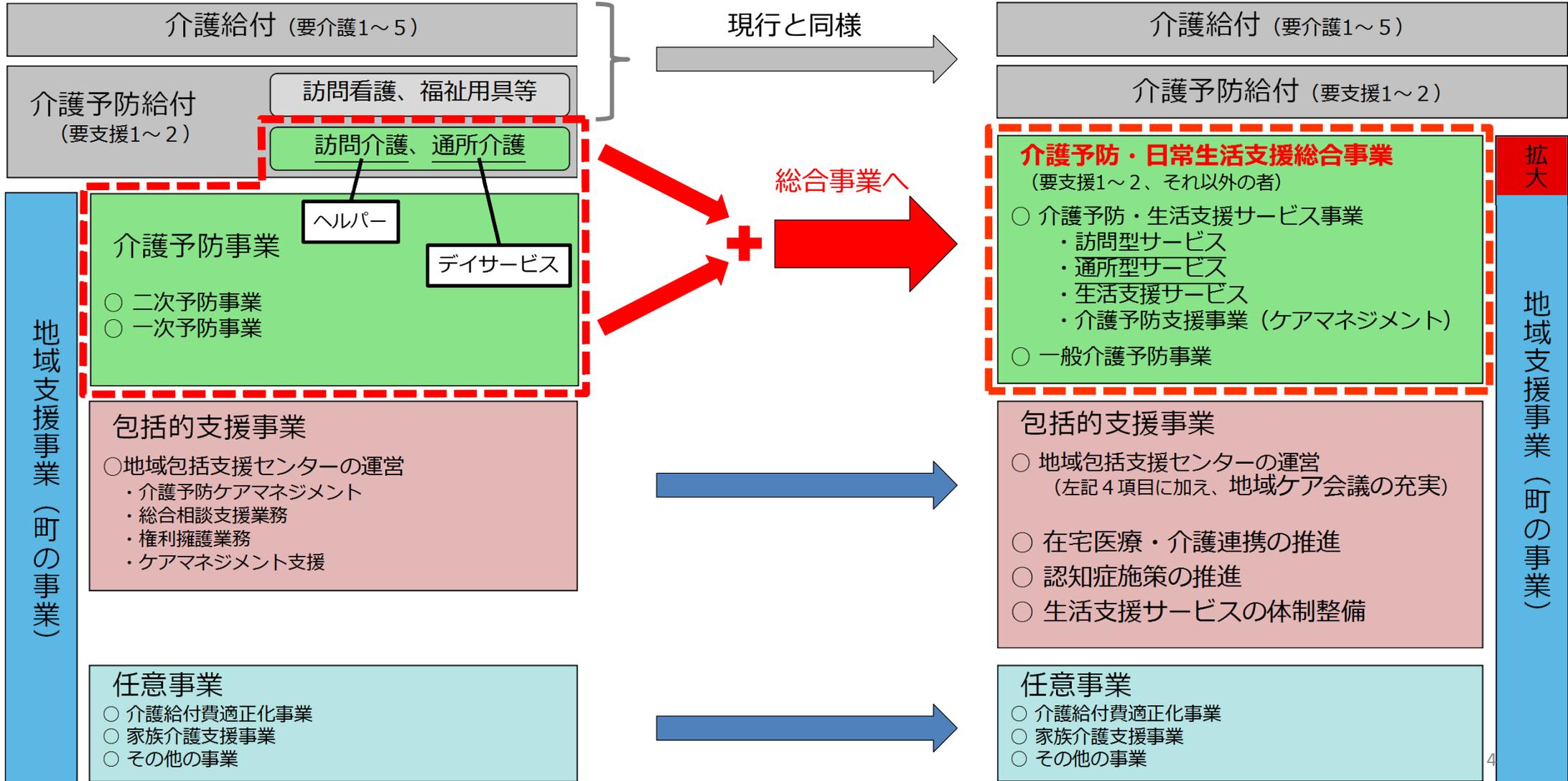
介護予防給付

総合事業

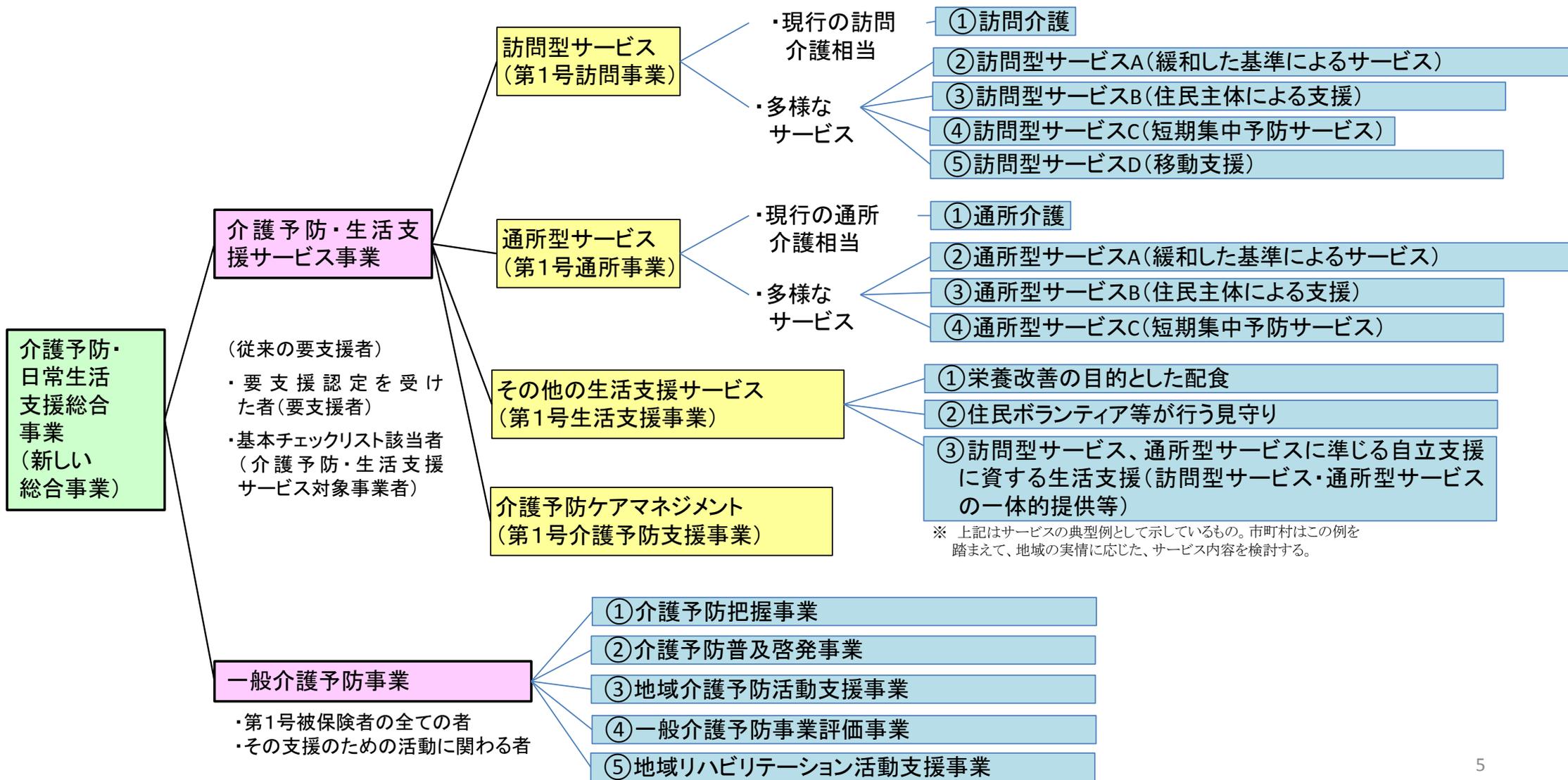
新しい介護保険制度の全体像

(旧)

(新)



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

②当別町における新しい総合事業の実施について

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

当別町では、 の部分についてH29年度から開始します。

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
 - ①訪問介護
- ・多様なサービス
 - ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
 - ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
 - ①通所介護
- ・多様なサービス
 - ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
 - ③通所型サービスB(住民主体による支援)
 - ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護予防・生活支援サービス事業

第1号 訪問・通所事業に係る基準等

区分	介護予防相当訪問サービス (現行相当サービス)	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)	
提供者	指定事業者	指定事業者	
内容	従前の介護予防訪問介護と同様のサービス	従前の介護予防通所介護と同様のサービス	
人員基準	○ 従前の介護予防通所介護と同様の要件		
	区分	資格要件	配置要件
	管理者	なし	常勤・専従1以上
	サービス提供責任者	介護福祉士，看護師・実務者研修修了者，3年以上の実務経験を有する介護職員初任者研修修了者等	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上
訪問介護員等	介護福祉士，看護師・実務者研修修了者，介護職員初任者研修修了者等	常勤換算2.5以上	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 <p style="text-align: right;">※現行の基準と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂、機能訓練室(3㎡x利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他の必要な設備・備品 <p style="text-align: right;">※現行の基準と同様</p>	
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の供与等 <p style="text-align: right;">※現行の基準と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止等の届出と便宜の供与等 <p style="text-align: right;">※現行の基準と同様</p>	
利用回数	介護予防ケアマネジメントに基づく	要支援1又は事業対象者→週1回を目安 要支援2(又は事業対象者)→週2回を目安	
実施期間	介護予防ケアマネジメントに基づく	介護予防ケアマネジメントに基づく	
ケアマネジメント類型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	
サービス単価	週1回：1,168単位/月 週2回：2,335単位/月 週3回以上：3,704単位/月	要支援1又は事業対象者→1,647単位/月 要支援2(又は事業対象者)→3,377単位/月	
加算	従前の介護予防訪問介護と同様の加算体系	従前の介護予防通所介護と同様の加算体系	
利用者負担	サービス費の1割 (※一定以上の所得がある場合2割)	サービス費の1割 (※一定以上の所得がある場合2割)	

区分	基準緩和型通所サービス(通所型サービスA)		
提供者	指定事業者		
内容	運動機能の維持向上、地域活動への参加、役割や生きがいの創出などの、多様な介護予防プログラムの提供(提供時間:1回3時間以上)		
人員基準	○ 基準を緩和して実施		
	区分	資格要件	配置要件
	管理者	なし	専従1以上 ※
	介護職員	なし	~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人につき専従0.1以上
※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能			
設備基準	・サービスを提供するために必要な場所(2.7㎡×利用定員以上)		
	・消火設備その他の非常災害に必要な設備		
	・その他の必要な設備・備品		

介護予防・生活支援サービス事業

第1号訪問・通所事業に係る基準等 ②

区分	基準緩和型通所サービス(通所型サービスA)	
運営基準	・個別サービス計画の作成	・秘密保持等
	・運営規定等の説明・同意	・事故発生時の対応
	・提供拒否の禁止	・廃止等の届出と便宜の供与等
	・従事者の清潔の保持・健康管理	
		※現行の基準と同様
利用回数	要支援1又は事業対象者→週1回を目安 要支援2(又は事業対象者)→週2回を目安	
実施期間	介護予防ケアマネジメントに基づく	
ケアマネジメント類型	ケアマネジメントA	
サービス単価	要支援1又は事業対象者→ <u>329単位/回(4回/月を越えるとき1,317単位/月)</u> 要支援2(又は事業対象者)→ <u>337単位/回(8回/月を越えるとき2,701単位/月)</u>	
加算	なし	
利用者負担	サービス費の1割 (※一定以上の所得がある場合2割)	

一般介護予防事業

③地域介護予防活動支援事業

閉じこもり 予防事業

- 一次予防事業より移行
- 実施内容: ボランティアが中心となり、当別地区(友遊会)、太美地区(かすみ草の集い)で月1回の集いを開催

地域生活 サポーター活動 支援事業

- 実施内容:
 - ①地域支援サポーター(有償ボランティア)による、生活支援サービス(家事・外出・見守り等の支援)
 - ②サポーターの養成(当別町共生型ボランティア養成講座の開催)
 - ③地域サロンの開催

買物支援 サービス事業

- 実施内容:
聞きサポーター(有償ボランティア)による買物の支援

御用

現行相当のサービスの指定について①

①内容について

介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容。事業所の指定基準、報酬、加算等は介護予防と同一

請求方法は国保連合会を経由することに変更はないが、請求コードが総合事業専用のものとなります。

②指定申請について

みなし指定を受けた事業所は申請不要。それ以外の事業所は、総合事業を開始した市町村の利用者に対しサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要があります。

* 当別町で現在申請が必要な事業所は、通所サービスAを実施する事業所のみ

現行相当のサービスの指定について②

①みなし指定について

みなし指定とは、平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定。(医療確保推進法附則第13条)によって総合事業の新規指定申請は不要となります。

②みなし指定の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

* みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要があります。

現行相当のサービスの指定について③

平成30年3月までは、事業所指定は3種類存在することになります。
総合事業開始後に指定内容等の変更があった場合は、それぞれの指定権者に変更届を提出する必要があることに注意して下さい。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	北海道 北海道 当別町
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	北海道
総合事業	介護予防訪問・通所サービス	総合事業サービス事業者の指定	当別町 (利用者の保険者)

事業者ごとの指定申請について

事業所	当別町への申請	サービスコード
現行相当 訪問サービス	不要(みなし)	A1(訪問)
現行相当 通所サービス	不要(みなし)	A5(通所)
基準緩和 (通所サービスA)	必要	A7(通所)

事業者と利用者の契約などについて

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現行の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※現在のサービス提供にかかる契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されない。そのため、総合事業移行により一部文言の変更は必要です。

※更新のタイミングで契約書、同意書を取り直すことをお勧めします。方法は、事業名を変更した契約書を取り直すか、読み替えの同意を取る等が考えられます。(次頁参考)

(参考) 契約書・同意書の修正例

方法① サービス名称の変更

- ・介護予防通所介護 → 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
又は当別町介護予防訪問サービス
- ・介護予防通所介護 → 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)
又は当別町介護予防通所サービス

方法② サービス名称の変更

(介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である市町村が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問(通所)介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)」第5条による改正前の法における介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスとして総合事業において実施される訪問型(通所型)サービスと読み替えるものとする。

サービス利用までの流れ①

当別町地域包括支援センター、もしくは福祉課介護サービス係に相談します。

第2号被保険者(40~64歳の方)
及び要介護状態の人

65歳以上の人及び要支援認定者

デイサービスやホームヘルプサービスのみ利用する

いいえ 又は要介護認定申請を希望する

はい または わからない

要介護(要支援)認定申請をします

基本チェックリストを受けます

状態により、地域包括支援センターが利用できるサービス区分をご案内します。

要介護1~5の人

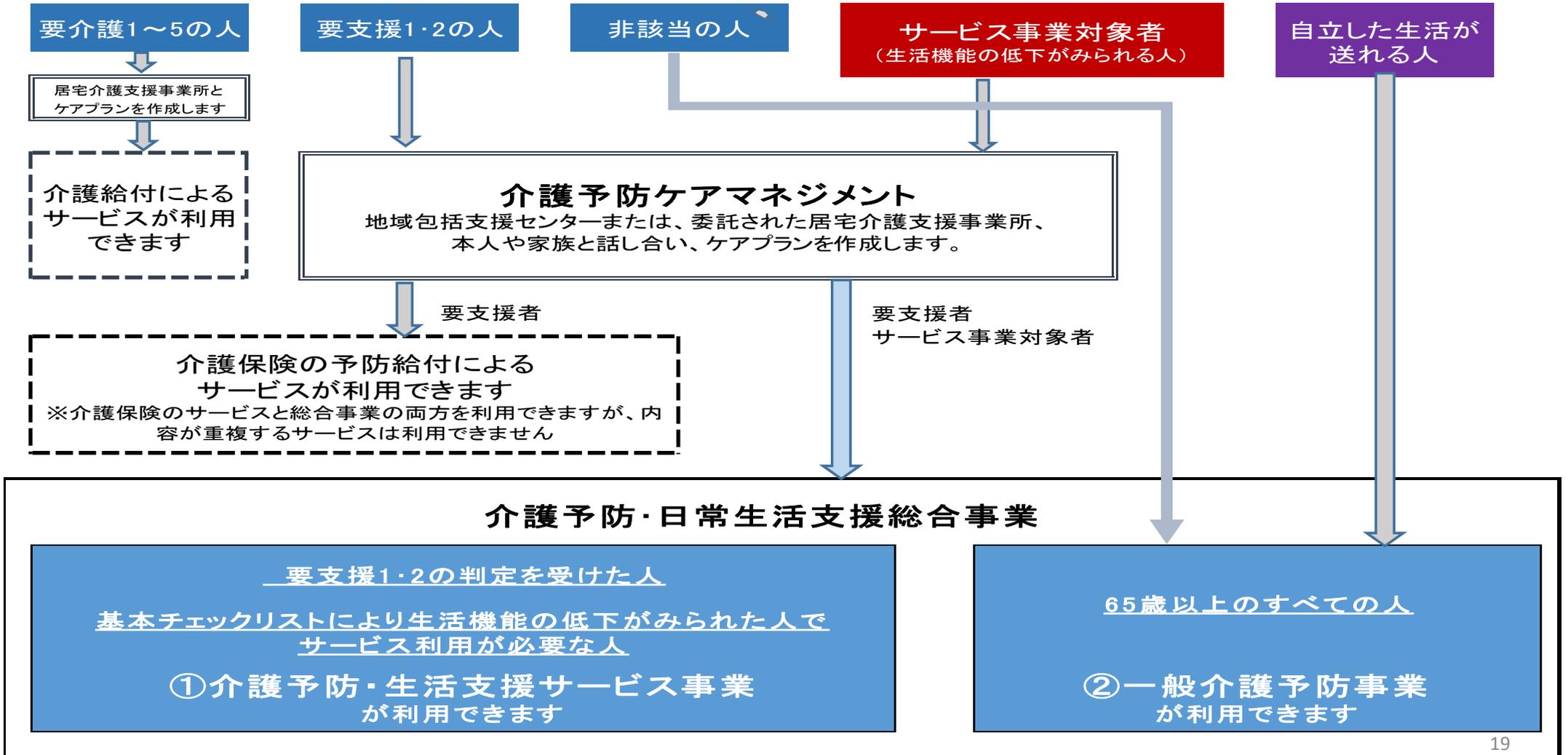
要支援1・2の人

非該当の人

サービス事業対象者
(生活機能の低下がみられる人)

自立した生活を送れる人¹⁸

サービス利用までの流れ②



基本チェックリストと事業対象者に該当する基準①

NO.	質問項目			事業対象者の基準	
1	バスや電車、車を運転して1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	/	複数の項目に支障 1～20の質問項目 中10点以上に該当
2	自ら外出し、日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	自ら預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 6～10の質問項目中 3点以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	低栄養状態 11、12の質問項目と も該当	
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注)				

基本チェックリストと事業対象者に該当する基準②

NO.	質問項目				事業対象者の基準	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		1. はい	0. いいえ	口腔機能の低下 13～15の質問項目中 2点以上に該当	複数の項目に支障 1～20の質問項目中 10点以上に該当
14	お茶や汁物等でよくむせることがありますか		1. はい	0. いいえ		
15	口の渴きが気になりますか		1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか		0. はい	1. いいえ	閉じこもり 質問項目16または2点と も該当	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか		1. はい	0. いいえ	認知機能の低下 18～20の質問項目中 1点以上に該当	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか		1. はい	0. いいえ		
21	21～25は、ここ2週間の様子でお答えください。 (若い頃と比べて、歳をとってからずっとという場合は該当しません)	毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性 21～25の質問項目中 2点以上に該当	
22		これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23		以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24		自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25		わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

介護予防ケアマネジメントについて

【国 ガイドライン】

① ケアマネジメントA

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
- ・ 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
- ・ その他、地域包括支援センターが必要と判断した場合

② ケアマネジメントB

- ・ ①又は③以外のケースでケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業者以外の多様なサービスを利用する場合）

③ ケアマネジメントC

- ・ ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などその他の生活支援サービスの利用につなげる場合

⇒H29年度 当別町ではケアマネA・Cのみ実施

①ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)

当別町の対象者 (H29年度)	実施主体	プロセス	算定単位	
現行相当の サービス利用者	当別町地域包括 支援センター または	アセスメント→ ケアプラン原案作成→ サービス担当者会議→ 利用者の説明・同意→ ケアプランの確定・交付→ サービス利用開始→ モニタリング(3カ月に1回)	基本委託料 (1か月につき)	430単位
			初回加算	300単位
通所型サービスAの 利用者	委託した居宅介護 支援事業所		介護予防小 規模多機能 型居宅介護 支援事業所 連携加算	300単位

③ケアマネジメントC（初回のみでの介護予防ケアマネジメント）

当別町の対象者 (H29年度)	実施主体	プロセス	算定単位	
友遊会利用者	当別町地域包括 支援センター	アセスメント→ ケアマネジメント結果案 作成原案作成→ 利用者の説明・同意→ 利用するサービス提供 者等への説明・送付→ サービス利用開始	基本委託料 (1か月につき)	430単位
かすみ草の集い利用者				
ごちゃまぜサロン利用者			初回加算	300単位
配食サービス利用者				
買物支援サービス利用者				

事業対象者の有効期間について

- 事業対象者の有効期限は、当別町においては以下の通りとします。

対 象 者	有 効 期 間
一般高齢者→事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間
事業対象者→事業対象者	基本チェックリスト実施日から2年間
要支援認定→事業対象者	基本チェックリスト実施日から2年間 または要支援の有効期間終了日の次の日から2年間
事業対象者→要支援（介護）認定	認定日の前日まで

※一般高齢者・・・認定未申請の高齢者

※状態に変更があれば、そのつど基本チェックリストの実施、必要時介護認定申請

要介護認定に係る有効期間について

- 総合事業を実施する市町村は、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律原則12カ月、上限24カ月に延長することが認められています。

申請区分等		原則の認定有効期間	認定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6カ月	3カ月～12カ月
区分変更申請		6カ月	3カ月～12カ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12カ月	3カ月～24カ月
	前回要支援→今回要介護	12カ月*	3カ月～24カ月*
	前回要介護→今回要支援	12カ月	3カ月～24カ月
	前回要介護→今回要介護	12カ月	3カ月～24カ月*

* 状態不安定による要介護1の場合は、6カ月以下となります。

移行のタイミングとサービス利用について

① 更新のタイミングで切り替え

既に要支援認定を受けられている方は、更新時に総合事業へ移行します。

すでにサービス利用をしている方は、移行後も必要に応じて現行相当サービスの利用を可能とします。

② 新規要支援認定者及び事業対象者

総合事業開始後、新しく要支援認定者又は事業対象者となった方は、当初より総合事業としてサービス利用します。

介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成・ケアマネジメント依頼届	理由
要介護→要支援 (介護給付利用→予防給付利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要介護→要支援・事業対象者 (介護給付→サービス事業のみ利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要支援→要支援	* 不要	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため
認定更新せず(要支援者事業対象者)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントを委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

* 届出を省略できることとなっており、当別町では不要として扱う予定

給付管理について

- 要支援者が総合事業を利用する場合
予防給付の支給限度額の範囲内で、給付と事業を一体的に給付管理する。
- 事業対象者
「現行相当サービス(訪問・通所とも)」及び「基準緩和型通所サービス」を利用する場合に給付管理を行う。
原則、予防給付の要支援1の限度額を支給限度額とする。

* 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインより

利用者の状況によっては、(例えば、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がると考えられるようなケース等) 予防給付の要支援1の限度額を超える(ただし、要支援2の限度額内)ことも可能である。その場合は、評価時期を柔軟に設定し、利用者の状況の変化を把握しながら、適宜利用するサービスの見直しをはかる。

→「退院直後」～退院後1か月程度とする。

→「評価時期を柔軟に設定」～3か月以内とする。

それ以降も要支援2の程度のサービスを利用する
必要性がある場合は、要介護(要支援)認定申請を行う。

利用者負担について

現行相当サービス(訪問・通所)

基準緩和型通所サービス

原則1割負担

一定以上の所得者は2割負担

介護予防ケアマネジメント

利用者負担なし

一般介護予防事業

一部利用者負担あり

その他

- 「現行相当サービス(訪問・通所とも)」及び「基準緩和型通所サービス」については、予防給付と同様、高額介護予防サービス費相当事業の対象となる。
- 「現行相当サービス(訪問・通所とも)」に限っては、予防給付と同様、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度」の対象となる。
- 生活保護の介護扶助については、総合事業の利用者負担に対しても支給される。

対象者別の利用可能なサービスについて

サービスの種類		要介護	要支援	事業対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付 (福祉用具貸与、医療系サービス等)		×	○	×	×
介護予防・生活支援 サービス事業	介護予防訪問・通所 サービス(現行相当)	×	○	○	△
	通所型サービスA	×	○	○	△
一般介護予防事業		○	○	○	○

△は基本チェックリスト実施により該当した場合は可

今度の展開

当別町の実情に合った新たなサービスの開発・検討を平成29年度以降も継続して実施していきます。

地域包括支援センター事業の受託法人の変更について

当別町は地域包括ケアシステムの構築に向けた中心的役割を担う機関として、平成29年度は以下の事業を実施します。各事業の円滑な実施にあたっては、町と地域包括支援センターの間で「規範的統合(価値観、文化、視点の共有)」をあらためて確保・確認した上で各施策を推進する必要があることから、平成29年度における本事業の委託については、公募型プロポーザル方式を適用し受託者を選定しました。当別町という地域の課題を「包括的＝まるごと」解決する仕組みづくりに向け、町と地域包括支援センターがより一体性をもって協働して地域包括ケアシステムの構築を図っていきます。

○ 地域包括支援センターにおいて実施する事業

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

② 権利擁護業務

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(2) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業

(4) 地域ケア会議推進事業

(5) 生活支援体制整備事業

○ 受託予定法人：社会福祉法人ゆうゆう

生活支援体制整備事業について

新しい総合事業において、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における生活支援等の体制整備に向けた調整役として、「生活支援コーディネーター」の配置が義務付けられています。

生活支援コーディネーターの配置場所は？

- 当別町地域包括支援センター

生活支援コーディネーターの役割は？

- 地域のニーズと資源の状況の見える化・問題提起
- 地縁組織など多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- 関係者のネットワーク化
- 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ニーズとサービスのマッチング
- 目指す地域の姿・方針の共有、意志の統一